

令和7年4月の改正法を適用する建築確認、省エネ適合性判定 【改正法施行日前 事前相談申請についてのご案内】

既にご案内しております「令和7年4月建築基準法、建築物省エネ法改正における施行日前後の受付について」とおり、令和7年4月に改正される建築基準法、建築物省エネ法を適用する物件を、下記のとおり事前相談にてお預かりいたします。

改正法を適用する物件の事前相談について

- ・事前相談期間 : 令和7年3月3日(月)から令和7年3月31日(月)
- ・事前相談対象 : 建築確認申請、省エネ適合性判定申請

※電子申請システムについては、3月4日(火)以降、順次改正法適用様式へ切り替え対応予定です。それ以前ご利用の際は現行法適用様式をご利用いただき、質疑対応時等に新様式への切り替えをお願いします。

1. 申請方法

省エネ適判も電子申請対象となります！

【電子申請ご利用の場合】NICE WEB 申請システム

操作方法等の詳細については、NICE システムログイン後のお知らせ画面にてご案内の「新しい電子申請 NICE WEB 申請システムご利用マニュアル 2025年4月改正法適用 2025年3月限定【事前相談申請版】」をご確認ください。

神奈川県建築安全協会 NICE WEB申請 [申請画面]

① **事前相談** 「事前相談」が表示されていることを確認してください

申請種別: 建築物 - 確認
署名方法: 電子申請 (事前相談なし) ①
申請先: ② 本部 確認審査部
支払方法: 掛売
請求先: 参照
受取方法: 手渡し 郵送
備考: ③ 改正法適用申請

申請書類選択

文書名	申請	署名
<input checked="" type="checkbox"/> 確認申請書.pdf		
<input checked="" type="checkbox"/> 確認概要書.pdf		
<input checked="" type="checkbox"/> 01 事前調査票.pdf		
<input checked="" type="checkbox"/> 02 建築協定等手続状況届出書.pdf		
<input checked="" type="checkbox"/> 03 シックハウス24h計算.pdf		
<input checked="" type="checkbox"/> 04 P-Q図.pdf		
<input checked="" type="checkbox"/> 05 建築設備標準図.pdf		
<input checked="" type="checkbox"/> 06 委任状.pdf		

① **署名方法**: 「 電子申請」のみ選択
※「 事前相談なし」のチェックボックスは外して、「事前相談」となっていることをご確認ください。

② **申請先**: 「本部 確認審査部」を選択
※確認申請、省エネ適判の各申請ともに、「本部 確認審査部」を選択してください。

③ **備考欄**: 「改正法適用申請」を入力
必ず、改正法適用申請による事前相談である旨の表示をしてください。
省エネ適判等の業務等申請済の場合は、その電子申請番号 (WS24-●●●●●) を入力してください。

その他、地方公共団体等の許認可取得予定等、申請物件に関する情報があれば入力してください。

【書面による申請の場合】

窓口にて申請の場合は、改正法適用申請である旨お申し付けください。郵送申請の場合は、その旨を別途記載ください。

【注意事項】

- ※ 改正法施行日以降に当協会でご申請される建築物が対象となります。確認申請については、4月1日以降順次引き受け(本申請受付)を行います。また、消防同意が必要な物件で、同意依頼可能なものについては順次手続きを行います。
- ※ 改正法施行前の事前相談は、一般事前相談とは異なり、改正法適用後に必要となるすべての図書が必要となります。図書の不足がある場合等は、お受けすることができない場合がありますのでご注意ください。

2. 新様式について【建築基準法：確認申請書、建築物省エネ法 省エネ適合性判定：計画書】

令和7年4月1日に改正される建築基準法施行規則、建築物省エネ法施行規則により、確認申請書、省エネ適合性判定の計画書の各様式は改正されます。これらの様式も含め、改正施行規則に基づく図書をご用意ください。

様式的主要変更箇所他（確認申請書）

◆ 第2面8欄

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済 ()
 未提出 ()
 提出不要 ()

▼記載例（建築物省エネ法について該当するものを記載してください）

省エネ基準適合の評価方法等	記入内容
仕様基準	■ 提出不要（第1号イに該当）
誘導仕様基準	■ 提出不要（第1号ロに該当）
省エネ適判 ※兼用住宅を含む非住宅はすべて省エネ適判	下記のいずれか※ ■ 提出済（省エネ機関名+所在地） ■ 未提出（省エネ機関名+所在地） ※ 所在地は「神奈川県横浜市」程度の記載
設計住宅性能評価を受けた場合	■ 提出不要（第2号に該当）
長期優良住宅の認定 又は長期仕様構造等の確認を受けた場合	■ 提出不要（第3号に該当）
法第6条区分3号建築物（審査省略） 又は建築にかかわる部分の床面積が10㎡以下（適用除外）	■ 提出不要（ ）

◆ 第3面18欄

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

- 【イ. 適用の有無】 有 無
 【ロ. 適用があるときは、その区分】
建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項
その他

▼経過措置とは

対象建築物	地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物
経過措置となる対象	壁量（令第46条）、柱の小径（令第43条） ※ 経過措置を適用する場合であっても、壁量と柱の小径について、改正前の基準に適合している必要があります。

▼記載例

構法	記載例
軸組構法	【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】 【イ. 適用の有無】 ■有 <input type="checkbox"/> 無 【ロ. 適用があるときは、その区分】 ■建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項 <input type="checkbox"/> その他
枠組壁工法	【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】 【イ. 適用の有無】 ■有 <input type="checkbox"/> 無 【ロ. 適用があるときは、その区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項 ■その他 【19. その他必要な事項】 平成13年国土交通省告示第1540号（枠組壁工法）の経過措置の適用あり
【備考】	複数等申請の場合、1棟のみ経過措置を適用する場合は、上記に加え、【20. 備考】欄に番号（申請書第4面の番号）を記載してください。

◆ 第4面 1 1 欄

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書又は同法第 18 条第 5 項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】
有 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】
建築基準法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる確認審査又は同法第 18 条第 5 項第 1 号に掲げる審査
建築基準法第 6 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる確認審査又は同法第 18 条第 5 項第 2 号に掲げる審査
 (構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)
 (1)氏名
 (2)資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第 6 条の 4 第 1 項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ニ. 建築基準法施行令第 10 条各号に掲げる建築物の区分】 第 号

【ホ. 認定型式の認定番号】 第 号

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】
建築基準法施行令第 136 条の 2 の 11 第 1 号イ
建築基準法施行令第 136 条の 2 の 11 第 1 号ロ

【ト. 認証型式部材等認証番号】

▼記載例

法第 6 条区分	記載例
新 2 号建築物	<p>【11. 確認の特例】</p> <p>【イ. 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書又は同法第 18 条第 5 項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>【ロ. (省略)】</p> <p>【ハ. 建築基準法第 6 条の 4 第 1 項の規定による確認の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p>
新 3 号建築物 (特例ありの場合)	<p>【11. 確認の特例】</p> <p>【イ. 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書又は同法第 18 条第 5 項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>【ロ. (省略)】</p> <p>【ハ. 建築基準法第 6 条の 4 第 1 項の規定による確認の特例の適用の有無】 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>【ニ. 建築基準法施行令第 10 条各号に掲げる建築物の区分】 第 ★ 号</p> <p>★ 令第 10 条各号に掲げる建築物のうち該当する者の号数を記載 例) 3号 : 防火・準防火地域以外の一戸建ての住宅 (専用住宅他) 4号 : 上記 3 号以外の建築物</p>

3. 必要図書

改正法適用後に必要となるすべての図書が必要となります。詳細については、改正建築基準法施行規則、改正建築物省エネ法施行規則の他、「改正建築基準法 木造 2 階建て住宅の確認申請 (※)」等ご確認ください。

また、事前調査票の様式も変更となります。最新様式をご利用ください。

図書の不足がある場合は、お受けすることができない場合がありますのでご注意ください。

※ 改正建築基準法 木造 2 階建て住宅の確認申請

: これまでの「4号特例」であり、法改正後、法 6 条区分では 2 号建築物となる木造 2 階建ての住宅に特化し、今回の法改正による確認申請手続きの変更点や、図書の記載例等分かりやすく掲載しています。当協会 WEB サイトにてご案内しておりますので、ぜひご確認ください。